

**令和 8 年度福島県市町村 GIGA スクール端末整備業務
公募型プロポーザル募集要領**

ふくしま GIGA スクール推進協議会
(事務局 福島県教育庁義務教育課)

1 主旨

1 人 1 台端末の導入業務を実施するため、本実施要領に基づき公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により優先交渉者（契約候補者）を選定する。

2 調達の目的

文部科学省が推進する「GIGA スクール構想の実現」のため、福島県内でも令和元年度より順次、児童生徒向けの 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、その環境下で児童生徒たちにより個別最適な学びや協働的な学びが日常的に行われている。

一方、使用端末に関しては故障の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGA スクール構想第 2 期を念頭に 1 人 1 台端末等を活用した学びのより一層の拡充に向け、令和 6 年から 5 年程度をかけて計画的に端末を更新する必要がある。

地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、福島県教育委員会および県内 5 9 市町村教育委員会により構成する「ふくしま GIGA スクール推進協議会（以下、協議会）」において、県域での共同調達を実施する。

3 事業内容

(1) 名称

令和 8 年度福島県市町村 GIGA スクール端末整備業務（購入事業・リース事業）

(2) 業務内容

- ・ 1 人 1 台端末及び周辺機器（以下「端末等」という。）の納入
- ・ 初期設定等の付帯作業

(3) 仕様書

- ① 別添 1 「仕様書（chromebook）」
- ② 別添 2 「仕様書（iPad）」

(4) 契約者、納入場所、納入期限及び数量（見込）

別紙 1 のとおり

(5) 提案価格の上限額

県が整備する端末等の金額及び共同調達に参加する 3 5 市町村が整備する端末等の市町村ごとの合計金額（税込）

- ・ 様式 4 見積書の「合計」欄の金額をもって見積額を判断する。

- ・ 端末等の整備に必要となる諸経費は、提案価格の見積額に含めること。
 - ・ 別添 1 及び別添 2 に記載がなく、端末等の整備に必要な経費については、後述する質問書により、あらかじめ申し出ること。
 - ・ 端末等整備を除く費用は、提案価格の上限額の範囲外である。
 - ・ 市町村ごとの上限額を超えた見積書による提案は、選定の対象外となる。
- (6) 最優秀提案者（市町村との契約候補者）
- 上記(3)仕様書のOSごと、さらに購入事業及びリース事業（以下、「調達区分ごと」という。）に分けて最優秀提案者を決定し、優先交渉者（市町村との契約候補者）とする。

具体的には、以下のとおり。

- chromebook（デタッチャブル Wi-Fi）（購入事業）
- chromebook（コンバーチブル Wi-Fi）（購入事業）
- chromebook（コンバーチブル Wi-Fi）（リース事業）
- iPad（Wi-Fi）（購入事業）
- iPad（LTE）（購入事業）

4 応募に係る事項

(1) 参加資格

本プロポーザルへ参加できる者は、協議会が示す業務を受注できる法人又は複数の法人で構成される共同体とする。

法人にあつては、下記①～⑩の要件を全て満たす者であること、共同体にあつては、すべての構成員がその要件を満たしていることが必要となる。

なお、リース事業に参加できる者は、リース事業者若しくは端末等供給事業者とリース事業者による共同体とすること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- ② プロポーザル参加申込書提出日から各市町村との契約日まで、当該業務に係る契約を締結できる資格を有していること。
- ③ 法人の役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てをされた者で同法第 174 条第

- 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 契約予定の市町村との製造等の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領等に基づく資格停止措置を、当プロポーザル参加申込書提出日からプロポーザルの日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥ 暴力団の排除に関する措置要領等に基づく入札参加資格停止措置について、当プロポーザル参加申込書提出日からプロポーザルまでの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨ 従業員が、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険に加入していること。（加入義務のない者は除く。）
- ⑩ 共同体を構成する法人は、当プロポーザルに参加する他の共同体の構成員を兼ねていないこと。

5 スケジュール

項 目	日 程
募集公告期間	令和 8 年 2 月 1 6 日（月）～3 月 1 3 日（金）
質問書受付期限	令和 8 年 2 月 2 7 日（金）午後 4 時まで（必着）
プロポーザル参加申込期限	令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 4 時まで（必着）
企画提案書等提出期限	令和 8 年 3 月 1 3 日（金）午後 4 時まで（必着）
プレゼンテーション	令和 8 年 3 月 2 4 日（火）
審査結果の通知・公表	令和 8 年 4 月上旬

6 質問書受付及び回答

- (1) 受付期限
令和 8 年 2 月 2 7 日（金） 午後 4 時まで（必着）
- (2) 受付場所

「14 問合せ先」に同じ。

(3) 様式

質問書（別紙2）

(4) 提出方法

「14 問合せ先」まで電子メールにより提出すること。提出後速やかに電話にて受理確認をすること。

※ メール の 件名 は、「【提出日】市町村 GIGA スクール端末整備に係るプロポーザル質問書（法人名）」とし、提出日については、令和8年2月16日の場合【260216】とすること。

(5) 回答方法

提出者へメールにて回答するとともに、随時、福島県ホームページにて公表する。

7 提出書類及び提出方法等

本企画提案に参加する場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類、部数、期限

提出書類	部数	期限
① 参加申込書（別紙3） ② 共同体構成員届出書（別紙4）※ ③ 共同体協定書（別紙5）※ ④ 共同体委任状（別紙6）※ ※は共同体の場合のみ提出	正本： 1部 副本： 1部	令和8年3月6日（金） 午後4時（必着）
⑤ 福島県市町村 GIGA スクール端末整備業務 企画提案書【様式1】 ⑥ 法人概要書【様式2】 ⑦ 誓約書【様式3】 ⑧ 見積書【様式4】 ⑨ 後述「8 企画提案書」にあるパワーポイント資料	正本： 1部 副本： 1部 ※⑨企画提案書は10部	令和8年3月13日（金） 午後4時（必着）

※ 上記提出書類のうち、⑧は個別に厳封してください。

※ ⑨についてはPDF化したうえで、提出期限まで電子メールでも送付してください。

メールの件名は、「【提出日】市町村 GIGA スクール端末整備に係るプロポーザルプレゼンテーション資料（法人名）」、ファイル名は法人名としてください。

(2) 提出方法

「14 問合せ先」まで郵送、電子メール又は持参により提出すること。郵送の場合は、受付期間末日までの消印が有効となる。（郵送事情により、提出期間末日及びその前日に投函された場合には、必ずその旨義務教育課あて電話連絡すること。）

持参する場合は、午前9時から午後4時まで（土日祝日を除く。）に持参すること。押印が必要な様式及び上記7(1)⑨の企画提案書については、郵送または持参とする。

(3) その他

参加申込書や企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（別紙7）により「14 問合せ先」に提出すること。

8 企画提案書

パワーポイントを使用し、A4版20枚（両面カラー印刷で40ページ）以内、文字サイズは12ポイント以上とし、以下の項目を必ず記載すること。これに加えて、福島県市町村 GIGA スクール端末整備業務企画提案書（様式1）、法人概要書（様式2）、誓約書（様式3）及び見積書（様式4）を添付すること。

なお、調達区分ごとの見積書の提出をもって、参加と見なすこととする。また、企画提案書は、参加する調達区分ごとを網羅した内容すること。

- (1) 本業務を受注するにあたっての基本的な考え方
- (2) 他の自治体等における同種業務に係る受注実績
- (3) 実施計画
- (4) 導入機器（端末等の仕様）
- (5) 実施体制
- (6) 搬入・設置及び導入支援
- (7) 導入後の不具合・故障対応
- (8) 独自提案及び拡張性（無償及び有償）
- (9) 操作説明（無償及び有償）

※ 有償の場合は、金額を必ず記載すること。

9 プレゼンテーション

(1) 期日

令和8年3月24日（火）

※ 具体的な時間については、参加方法などを含め後日電子メールにて連絡となる。

(2) 場所

福島県庁本庁舎5階正庁（Webによる参加も可能。）

(3) 所要時間

プレゼンテーション 20分以内

審査員からの質疑 10分程度

(4) 参加にあたっての留意事項

① 失格（無効）

ア 企画提案書（以下、「提案書」という。）が提出期限を過ぎた場合

イ 提案書の内容に虚偽記載があった場合

ウ 評価の公平性に影響をきたす行為が認められた場合

エ 当該募集に反することが認められた場合

オ 審査員に対し、直接及び間接を問わず接触を図ろうとした場合

カ 他の提案者との間で、提案内容について相談を行った場合

キ 最優秀提案者決定までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 提案価格の上限額を超える見積額を提案した場合

ケ プレゼンテーションの指定時間までに、提案者が会場に到着しなかった場合及び正当な理由がなくWebが繋がらずプレゼンテーションが実施できなかった場合

コ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権及び特許権等

提案書の内容については、著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等法令等に基づいて第三者の権利が保護対象となっている手法等を用いた結果、その生じる責任は、全て提案者が負うこととする。

③ 複数提案の禁止

1 提案者につき1提案とし、複数の提案書の提出は認めない。

④ 提案書の変更禁止

提出期限後の提案書等の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

⑤ 提案書等の返却

提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

提案書の作成、提出に係る費用及びプロポーザル参加に要する経費については、全て提案者の負担とする。

⑦ 参加人数

1 提案者当たり、3名以内とする。

⑧ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

イ 提案書の提出をもって、募集公告の記載内容に同意したものとみなす。

- ウ 共同体でプロポーザル参加を申し込む場合は、提案書において共同体を構成する法人の業務遂行上果たす役割をそれぞれ明示するとともに、必ず代表構成員が対応窓口となり、所定の手続きを行うこと。
- エ 提出された提案書は、福島県情報公開条例（平成12年3月24日福島県条例第5号）に基づく情報公開の対象文書となる。
- オ 企画提案書提出後に辞退する場合は、プロポーザルの実施期日の前日（期日の前日が、土・日曜日あるいは祝日の場合は直近の平日）正午までに、プロポーザル参加辞退届（別紙7）を義務教育課あて持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
- カ プレゼンテーションの内容は、事前に提出された企画提案書に基づくものとし、新たな説明資料を追加することは認めない。
- キ プロジェクターで投影したプレゼンテーションを行うことは可能。（プロジェクター及びHDMIケーブルは事務局で準備する。パソコンは提案者において準備すること。）
- ク 提案者は、他の提案者によるプレゼンテーションを傍聴することは認めない。
なお、審査員及び事務局のほか、市町村職員が傍聴する場合がある。

(5)－① 審査・評価基準（chromebook）

項目	評価の視点	配点
本業務への基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の深い理解の下で、提案にあたっての考え方を打ち出しているか。 ・国の動きや教育を取り巻く環境を十分意識しているか。 	5
導入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGA I期（令和元年度～令和5年度）及びGIGA 第II期（令和6・7年度）の公立小中学校等への導入実績が十分であるか。 	5
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の手順及び工程が明確かつ妥当であり、業務期間内で円滑かつ確実に遂行できる計画となっているか。 	5
機器仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示す機器の仕様を満たしているか。 ・信頼性のある機器を選定しているか。 ・各機器は、市町村ごとに同一機種で納入できる内容となっているか。 	10
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に精通した人員配置や必要人数が確保され、業務を適正に遂行できる体制となっているか。 ・業務が円滑に遂行できる管理体制（バックアップ体制 	10

	も含む) となっているか。 ・市町村からの要望等に迅速かつ柔軟に対応できる体制となっているか。	
搬入・設置・ 導入支援導入後 の不具合・故障対 応	・搬入時や導入後の端末の不具合・故障発生時に迅速かつ柔軟に対応できる内容となっているか。 ・市町村の負担軽減が図られる内容となっているか。 ・地元事業者との連携が図られる内容となっているか。	10
独自提案及び拡 張性	・様々な創意工夫により、効率的かつ効果的な端末導入 ・運用が実現できる内容となっているか。 ・有償・無償を問わず様々な付加サービス（応用パッケージ）の提供により、市町村のニーズに即した端末導入 ・運用ができる内容となっているか。 ・リース事業の場合、端末等の補償内容（動産保険等）が具体的に明示され、かつ費用に見合う内容となっているか。	25
操作説明 (研修)	費用対効果を勘案した内容となっているか。	5
見積額	評価点 = (最低提案価格 / 提案価格) × 25 ※小数点以下切り捨て	25
総合評価点		100

(5)－② 審査・評価基準 (iPad)

項目	評価の視点	配点
本業務への 基本的な 考え方	・本業務の深い理解の下で、提案にあたっての考え方を打ち出しているか。 ・国の動きや教育を取り巻く環境を十分意識しているか。	5
導入実績	・GIGA I 期（令和元年度～令和5年度）及びGIGA 第II期（令和6・7年度）の公立小中学校等への導入実績が十分であるか。	5
実施計画	・業務の手順及び工程が明確かつ妥当であり、業務期間内で円滑かつ確実に遂行できる計画となっているか。	5
機器仕様	・仕様書に示す機器の仕様を満たしているか。 ・信頼性のある機器を選定しているか。	5
実施体制	・業務に精通した人員配置や必要人数が確保され、業務	10

	<p>を適正に遂行できる体制となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務が円滑に遂行できる管理体制（バックアップ体制も含む）となっているか。 ・市町村からの要望等に迅速かつ柔軟に対応できる体制となっているか。 	
搬入・設置・導入支援導入後の不具合・故障対応	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入時や導入後の端末の不具合・故障発生時に迅速かつ柔軟に対応できる内容となっているか。 ・市町村の負担軽減が図られる内容となっているか。 ・地元業者との連携が図られる内容となっているか。 	10
独自提案及び拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な創意工夫により、効率的かつ効果的な端末導入運用が実現できる内容となっているか。 ・有償・無償を問わず様々な付加サービス（応用パッケージ）の提供により、市町村のニーズに即した端末導入運用ができる内容となっているか。 	15
操作説明（研修）	費用対効果を勘案した内容となっているか。	5
見積額	$\text{評価点} = (\text{最低提案価格} / \text{提案価格}) \times 40$ <p>※小数点以下切り捨て</p>	40
総合評価点		100

10 審査体制及び審査方法

(1) 審査体制

提案書の審査及び評価は、協議会が推薦する審査員をもって実施する。

(2) 審査方法

- ① 提案者から提出された提案書を上記(5)－①及び(5)－②の審査・評価基準に基づき評価することとし、審査員の合計点数が最低基準点（総合評価点×審査員数の7割）以上で、最も点数が高い提案者を最優秀提案者（市町村との契約交渉相手方）として選定する。
- ② 最低基準点以上であって合計点数が同点となった場合は、見積額の点数をもって決定する。
- ③ 提案者が1者であっても、最低基準点以上の点数の評価を得た場合は、最優秀提案者（市町村との契約交渉相手方）として選定する。
- ④ 調達区分ごとに、提案者が1者もない場合、又はすべての提案者が最低基準点に満たない場合は、再公募する。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、協議会に諮り正式決定後、全ての提案者あてに通知するとともに、県

のホームページにおいて次の内容を公表する。

(URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70056a/>)

- ① 最優秀提案者（市町村との契約候補者）の名称及び点数
- ② その他必要事項

11 市町村との契約

選定した最優秀提案者と各市町村との間で、提出された提案書の記載事項を踏まえた協議を経て、その協議が整った場合に、契約を締結することとなる。

なお、その際、市町村によっては、端末等の整備に必要な経費に加えて、有償サービス（応用パッケージ）を付加することが想定されるため、提案価格の見積額と同額とはならない場合がある。

さらに、各市町村における端末等の整備台数は、補助金の要件（令和8年5月1日現在の児童生徒分等）を基に算定するため、仕様書に定める数量との相違が生じる場合がある。

本企画提案は、共同調達に参加する各市町村及び県補助金の令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。（自治体によっては、令和7年度補正予算等の場合もある）。したがって、各議会において関係予算が可決されなかった場合は、当該市町村の契約は締結しないものとし、契約しない市町村があった場合でも、他の市町村に関しては、提案の条件での契約に応じるものとする。

なお、契約しなかった場合においても、最優秀提案者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については一切保障しない。

12 市町村と契約後の最優秀提案者（以下、受注者という）業務の適正な実施

(1) 関係法令の遵守

受注者は、契約内容の履行に向け、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

受注者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）等の法令に則り、漏えい、き損及び紛失の防止に十分留意すること。

(3) 守秘義務

受注者が本業務の実施に当たって、知り得た情報を他者に漏らし、又は自己の利益のために利用することは禁止である。また、業務終了後も同様となる。

(4) 仕入税額控除

リース事業にて生じる補助金にかかる消費税等の仕入税額控除については、県に対し必ず報告書を提出するとともに、補助金の返還等を行う必要がある。

13 業務継続が困難となった場合の対応

具体的には、市町村との契約内容によるところだが、基本的には以下のとおりと認識すること。

(1) 受注者の責に帰すべき事由の場合

調達しようとする市町村は、契約解除が可能である。この場合、市町村に生じた損害については、受注者が賠償することとなる。また、次期受注者に対して、円滑に業務が遂行できるよう引継を行うこととする。

(2) 災害等その他の事由

市町村及び受注者との間で協議することとなる。協議が整わない場合は、事前に書面で通知の上契約を解除できるものとする。また、次期受注者に対して、円滑に業務が遂行できるよう引継を行うこととする。

14 問合せ先

ふくしま GIGA スクール推進協議会事務局
(福島県教育庁義務教育課内)

〒960-8688

福島県福島市杉妻町 2 - 1 6 (西庁舎 5 階)

TEL : 024-521-7796

E-mail : k.gimukyoku@pref.fukushima.lg.jp